

## 「印紙税被交付文書納付印押なつ承認申請書」の記載要領等

この申請書は、既に印紙税法第10条第1項《印紙税納付計器の使用による納付の特例》の設置承認を受けている者が、同条第2項の承認（交付を受ける文書へ印紙税納付計器により納付印を押なつする承認）を新たに受けようとする場合に提出するものです。

### 記載要領

- (1) 「印紙税納付計器の設置場所」欄は、交付を受けた文書に納付印を押なつする印紙税納付計器が設置されている本店、支店、営業所等の所在地及び名称を記載します。
- (2) 「計器の名称、型式及び計器番号」欄は、既に設置している印紙税納付計器について、国税庁長官の指定（「計器を指定する国税庁告示」により指定）を受けた計器（以下「指定計器」といいます。）の名称、型式及びその計器に付されている番号を記載します。
- (3) 「納付印の記号及び番号」欄は、指定計器の設置承認を行った税務署長が「印紙税納付計器設置承認書」により指定した、納付印に付されている税務署名、記号、番号を記載します。
- (4) 「参考事項」欄は、交付を受ける主な文書の名称その他参考となる事項を記載します。